

鳥取県告示第 232 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

北栄町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

向山谷川（Ⅰ-2-26-22-1）、米里谷川（Ⅰ-2-26-22-3）、西米里谷川（Ⅰ-2-26-22-4）、西下米里谷川（Ⅰ-2-26-22-5）、曲谷川（Ⅰ-2-26-22-6）、樽見谷川（Ⅰ-2-26-22-7）、下西高尾谷川（Ⅰ-2-26-23-1）、右上種谷川（Ⅰ-2-26-23-2）、茶条谷川（Ⅰ-2-26-23-3）、原左谷川（Ⅰ-2-26-23-4）、南向山谷川（Ⅱ-2-26-22-1）、西高尾谷川（Ⅱ-2-26-23-1）、上種谷川（Ⅱ-2-26-23-2）、東上種谷川（Ⅱ-2-26-23-3）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

北栄町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

国坂 1 地区（Ⅰ-793）、国坂 2 地区（Ⅰ-794）、中尾地区（Ⅰ-795）、島地区（Ⅰ-796）、一の崎地区（Ⅰ-797）、三の崎地区（Ⅰ-798）、姥ヶ谷地区（Ⅰ-799）、亀崎 1 地区（Ⅰ-800）、大谷地区（Ⅰ-801）、舟渡地区（Ⅰ-802）、鎌谷地区（Ⅰ-803）、谷地区（Ⅰ-804）、坂場地区（Ⅰ-805）、西曲地区（Ⅰ-806）、原 1 地区（Ⅰ-807）、原 2 地区（Ⅰ-808）、穂波地区（Ⅰ-809）、由良地区（Ⅰ-810）、六尾地区（Ⅰ-811）、瀬戸地区（Ⅰ-812）、西穂波地区（Ⅰ-813）、島地区（Ⅰ-814）、向屋敷地区（Ⅰ-815）、東宮谷地区（Ⅰ-816）、亀谷 1 地区（Ⅰ-817）、亀谷 2 地区（Ⅰ-818）、下種地区（Ⅰ-819）、下種 5 地区（Ⅰ-820）、上種地区（Ⅰ-821）、西高尾地区（Ⅰ-822）、亀谷 3 地区（Ⅰ-1158）、亀谷 4 地区（Ⅰ-1159）、曲地区（Ⅰ-1410）、原 3 地区（Ⅰ-1411）、穂波 2 地区（Ⅰ-1412）、下種 2 地区（Ⅰ-1413）、下種 3 地区（Ⅰ-1414）、西高尾 2 地区（Ⅰ-1415）、東高尾地区（Ⅰ-1416）、緑ヶ丘地区（Ⅰ-1555）、向山団地地区（Ⅰ-人工 38）、亀崎 2 地区（Ⅰ-人工 39）、国坂 3 地区（Ⅱ-2796）、国坂 4 地区（Ⅱ-2797）、国坂 5 地区（Ⅱ-2798）、国坂 6 地区（Ⅱ-2799）、土下地区（Ⅱ-2801）、米里地区（Ⅱ-2802）、米里 2 地区（Ⅱ-2803）、米里 3 地区（Ⅱ-2804）、米里 4 地区（Ⅱ-2805）、米里 5 地区（Ⅱ-2806）、米里 6 地区（Ⅱ-2807）、島 2 地区（Ⅱ-2808）、北尾地区（Ⅱ-2809）、曲 2 地区（Ⅱ-2810）、曲 3 地区（Ⅱ-2811）、曲 4 地区（Ⅱ-2812）、曲 5 地区（Ⅱ-2813）、西園地区（Ⅱ-2814）、穂波 3 地区（Ⅱ-2815）、瀬戸 2 地区（Ⅱ-2816）、由良宿地区（Ⅱ-2817）、亀谷 5 地区（Ⅱ-2818）、亀谷 6 地区（Ⅱ-2819）、下種 4 地区（Ⅱ-2820）、岩坪地区（Ⅱ-2821）、岩坪 2 地区（Ⅱ-2822）、上種 2 地区（Ⅱ-2823）、上種 3 地区（Ⅱ-2824）、西高尾 3 地区（Ⅱ-2825）、西高尾 4 地区（Ⅱ-2826）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）